

プラスチック資源循環の概況と環境省の取組について



2026年2月20日
環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室
朽網道徳

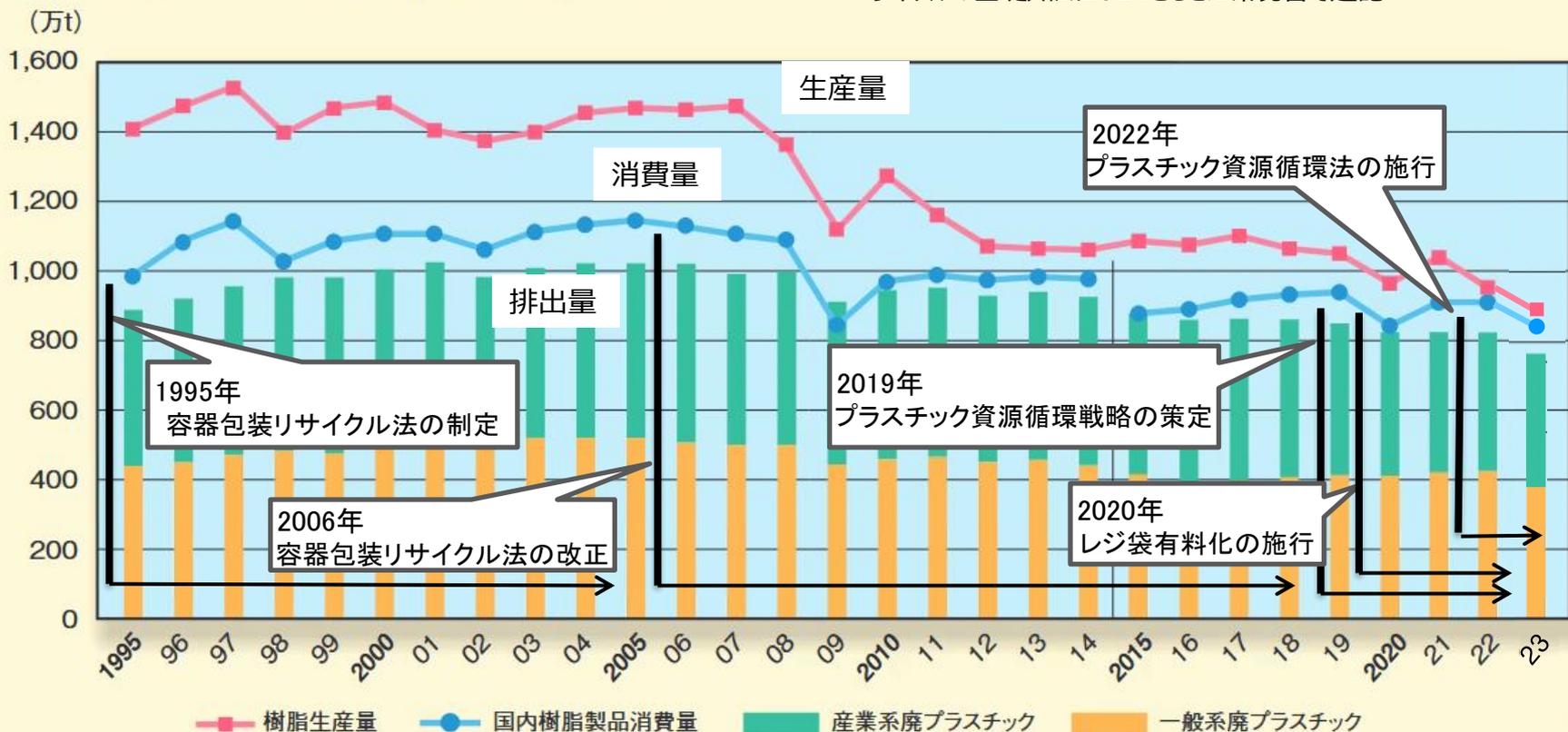


日本のプラスチック排出量の推移

- 日本のプラスチック廃棄物量は、容器包装リサイクル法の施行・改正、プラスチック資源循環戦略の策定、レジ袋の有料化、プラスチック資源循環法の施行を受けて年々減少。
- 2004年に1013万トンであったものが、2023年に769万トンまで24%減少。

■ プラスチックの生産量・消費量・排出量

出所) 一般社団法人 プラスチック循環利用協会 プラスチックリサイクルの基礎知識2024をもとに環境省で追記



出典: (一社) プラスチック循環利用協会

プラスチック汚染に関する条約策定に向けた交渉の状況

● 2019年6月 G20大阪サミット

- 日本主導で大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有：「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」
- 本ビジョンを共有する国は87カ国・地域まで拡大。

● 2021年9月 ジュネーブ閣僚会合（プラ汚染対策には国際条約が必要とする宣言を採択）

● 2022年3月 国連環境総会（UNEA）

- プラスチック汚染に関する条約策定に向けたINC（政府間交渉委員会）の設置を決議

● 2022年11月～12月 政府間交渉委員会第1回会合（INC1）（ウルグアイ）

- 議長（ペルー）が選出され、交渉が正式に開始（約150か国から2300人以上が参加）

● 2023年4月 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合

● 2023年5月 G7広島サミット

- プラスチック汚染に関するG7目標：「我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」

● 2023年5月～6月 INC2（フランス）

- 次回INC3までに議長が条文案（ゼロドラフト）を作成することを決定

● 2023年 11月 INC3（ケニア）

- ゼロドラフトに各国の意見を反映し、次回INC4で交渉する改定条文案を作成（会期間の作業には合意できず）
- （閉会直前）INC議長がメザクアドラ氏（ペルー）からバジャス氏（エクアドル）に交代

● 2024年 4月 INC4（カナダ）

- 改定条文案の整理・統合が進む、会期間専門家会合の開催に合意、条文案の法的精査を行うグループの設置決定

● 2024年 8月 会期間専門家会合（タイ）

- 主要義務規定に係る技術的事項及び資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な議論を実施

● 2024年 11月～12月 INC5.1（韓国）

- 議長ペーパーをベースに合意を目指したが、項目により各国の隔たりが大きく、条文案の合意に至らず

● 2025年 8月5日～8月14日 INC5.2（スイス）

- 項目により、進捗した条文もあるが、各国の隔たりが埋まらない項目が残り、合意に至らず、交渉継続。



- **2025年8月5日～15日、第5回政府間交渉委員会再開会合（INC5.2）がスイス・ジュネーブにおいて開催。**
- 2022年の国連環境総会決議に基づき2024年末までの作業完了を目指した中、昨年末に韓国・釜山で行われた第5回交渉委員会（INC5.1）で実質合意に至らなかったことを受け、その再開会合に位置づけられた今回の会合において、交渉妥結に向けて精力的な交渉が行われたものの、**実質合意に至らず**。今後、再開会合を開催し、交渉を継続することとなった。
※2022年11月：INC1（ウルグアイ）、2023年5月：INC2（フランス）、2023年11月：INC3（ケニア）、2024年4月：INC4（カナダ）、2024年11月末-12月初旬：INC5.1（韓国）

1. 今回会合の議論及び結果概要

- バヤスINC議長（エクアドル）がINC5.1において提示した条文案を元に、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、4つの作業部会に分かれて分野毎に交渉。**
- 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（INC副議長）として地域会合を主催、小林豪環境省プラスチック汚染国際交渉チーム長が作業部会4の共同議長を務めるとともに、我が国は主要義務規定につき関係国と連携し、交渉を主導。
- この過程において、
①目的（第1条）、**製品設計（第5条）**、放出・流出（第6条）、**廃棄物管理（第7条）**、既存のプラスチック汚染（第8条）、公正な移行（第9条）、履行・遵守（第12条）、**国別計画（第13条）**等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展**。
②他方で、生産、プラスチック製品（第4条）、資金（第10条）等については、**各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約に至らず**。
③最終規定の一部（①脱退（第29条）、寄託者（第30条）、正文（第31条））については作業部会で意見が一致し、法的な確認作業が行われた。
- 8月13日には、議長から交渉妥結に向けた新たな議長条文案（一次案）が提示され、プレナリー等において議論。強い生産規制を求める意見が相次ぎ、議長が改めて二次案を作成することとなった。
- 主要論点における意見収斂を目指し、議長が14日に開催した主要国間での首席交渉官会合において、チリとともに我が国（中村亮外務省地球規模課題審議官）が共同議長を務め、異なる交渉分野間でのパッケージ案形成等に向けた議論を主導。
- この結果、最終日15日未明には、議長から条文案（二次案）が再度提示されたものの、**実質合意には至らず**。今後、再開会合を開催し、交渉を継続することとなった。
- 中田宏環境副大臣は、本会合及び閣僚級ラウンドテーブル等に参加し、日本の取組を紹介するとともに各国閣僚等と会談した。

- 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

- リデュース等**
- ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
 - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進

- リサイクル**
- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
 - 漁具等の陸域回収徹底
 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
 - イノベーション促進型の公正・最適なりサイクルシステム

- 再生材バイオプラ**
- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
 - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
 - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
 - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

- 海洋プラスチック対策**
- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した
- ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
 - 海岸漂着物等の回収処理
 - 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
 - マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)
 - 代替イノベーションの推進

- 国際展開**
- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
 - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

- 基盤整備**
- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
 - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
 - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
 - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
 - 資源循環関連産業の振興
 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
 - 海外展開基盤

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを

100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、**経済成長**や**雇用創出** ⇒ **持続可能な発展**に貢献
- ◆ 国民各界各層との**連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資**や**イノベーション**（技術・消費者のライフスタイル）を促進

- その一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

- 製造・設計段階では、製造事業者は、**プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求**する必要があります。
- **特に優れた設計を大臣認定**し、認定製品を**国等がグリーン購入に基づき率先調達**することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

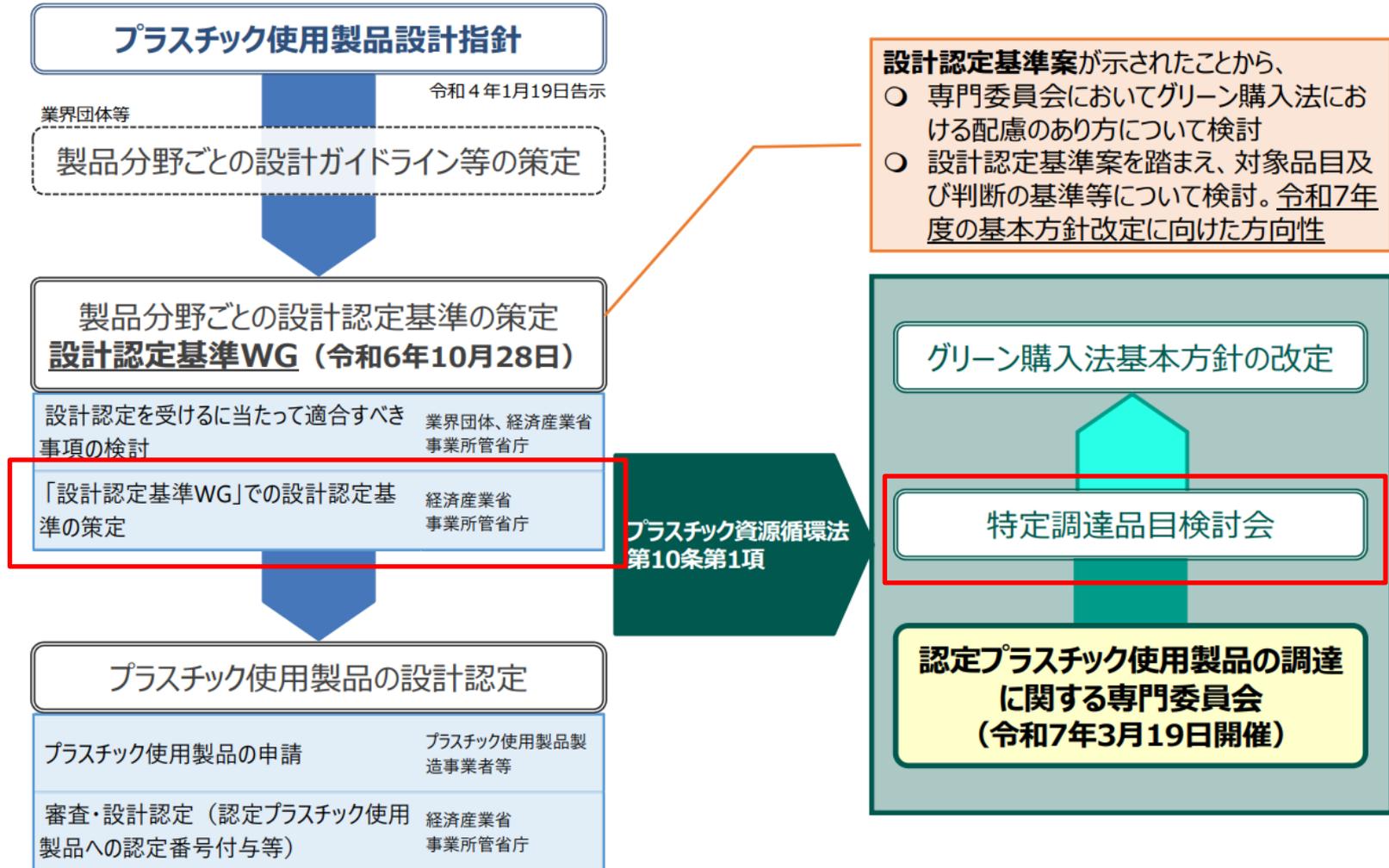
③再生プラスチックの利用

④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- **特に優れた設計**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。製品分野毎に別途決定。

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス



① 製造・設計段階 環境配慮設計

設計認定基準の策定済の4製品分野（清涼飲料用ペットボトル、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器）の整理

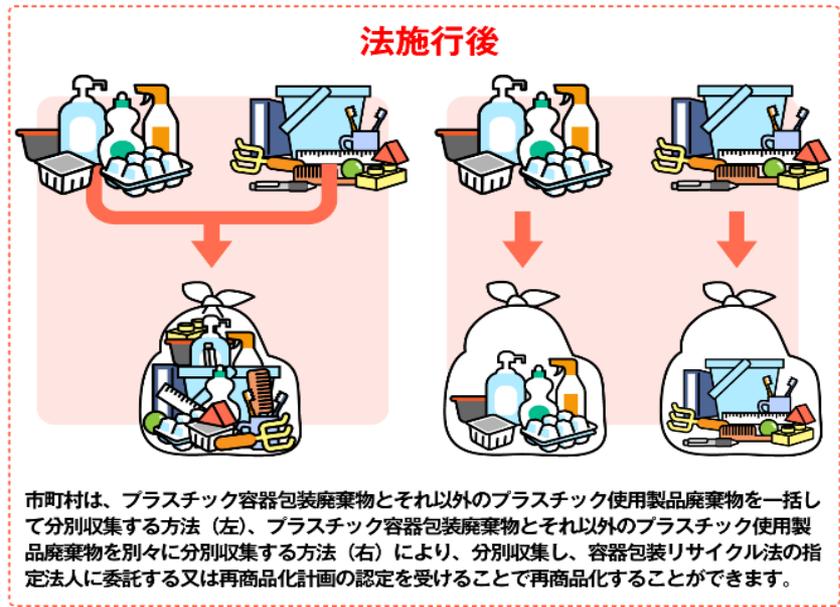
製品分野等	関連する特定調達品目	検討事項・配慮の方向性等
クリアーホルダー クリアーファイル	文具類共通・ファイル 役務：小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特定調達品目に一致する製品分野 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該品目における設計認定基準及び現行の判断の基準等（文具類共通の基準^{注1}）を比較の上、判断の基準等の見直し（基準値1に位置づけ）を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチックの代替により異素材に置き換えられる場合、従来製品への配慮が必要（紙製のファイル・バインダー等） ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 文具については役務分野の小売業務において配慮
バインダー	文具類共通・バインダー 役務：小売業務	
清涼飲料用ペットボトル	役務：会議運営	
	役務：食堂	
	役務：小売業務	
	役務：自動販売機設置	
シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープ（全て家庭用製品）の本体容器又は詰替・付替容器（ボトル製若しくはフィルム製）	役務：小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特定調達品目に一致しない製品分野 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規品目として追加の適否の検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水は会議運営や食堂においてフウェイのプラスチック製の製品・容器包装を使用しないこととされていることから新規品目としない ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗剤製品は家庭用の製品であり一般に国等の調達対象となる業務用ではないこと、洗剤等の製品の内容物に係る基準の検討が必要であることから新規品目としない ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水については役務分野の小売業務及び飲料自動販売機設置において配慮 ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗剤製品については役務分野の小売業務において配慮
	役務：清掃	
洗濯用洗剤 ^{注2} 、柔軟仕上げ剤、住居用洗剤 ^{注2} 、台所用洗剤（全て家庭用製品）の本体容器又はフィルム製の詰替・付替容器	役務：小売業務	
	役務：清掃	

注1：主要材料がプラスチックの場合の文具類共通の判断の基準は、**再生プラスチック**がプラスチック重量の**40%以上**又は**バイオマスプラスチック**であって環境負荷低減効果が確認されたもの。設計認定基準は**より高い環境性能**となっている

注2：洗濯用洗剤のうち粉末状洗剤は対象外。住宅用洗剤のうち酸化剤を主成分とするものや漂白剤は対象外

③ 排出・回収・リサイクル段階 分別回収・リサイクル

- 地方自治体（市区町村）は、**プラスチック製容器包装と製品プラスチックの両方を分別回収・リサイクル**することが求められます。
- ①容器包装リサイクル協会に容器包装・製品まとめて引き渡してリサイクルする、②大臣認定の下リサイクル事業者と連携して一気通貫でリサイクルを行う、のいずれかを選択できます。
- 製品プラスチックの分別収集・リサイクルに要する費用の約半分を**特別交付税**で支援します。
- 自治体のごみ処理を支援する**循環型社会形成推進交付金の要件**としては、容器包装・製品両方のプラスチック資源を全域で分別収集・リサイクルするために必要な措置を講じていることが必要です。
- 製品プラスチックも含めた分別収集を新たに進めるための**手引き**を作成しましたので、御参照ください。
(環境省HP：<https://www.env.go.jp/content/000227719.pdf>)



容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施
再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

プラスチック資源循環に関する一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引き

先進的モデル形成支援事業による成果

- 先進的モデル形成支援事業に参加した自治体からは、今回の支援で把握した情報（組成調査や移行による効果の把握等）を活用することにより、「コスト・環境影響（CO2排出量の削減）が定量化されたことで、自治体内部での説明が楽めやすかった」、「往後への説明がしやすくなった」等の移行検討に向けた負担軽減につながったという声がありました。
- 先進的モデル形成支援事業では、プラスチック製使用製品廃棄物の分別収集とリサイクルの実証を行った自治体に対する事務局の支援にアンケートを実施しました。平均40%の項目が満足に達し、「満足した自治体にて「燃えるごみの量が減り、プラスチックごみの多さを感じた」、「分別は違っても多いので、一緒に捨てるのとわかりやすく、速いものになり捨てる量も減る」、「大家族が資源協会の面からも是非検討して今後も継続してほしい」等の肯定的意見もあげられました。

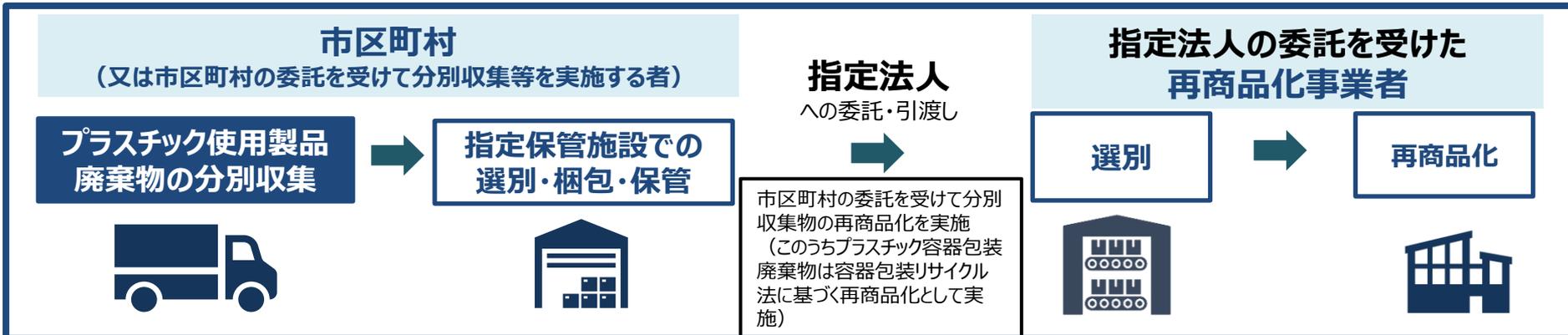
	福井県	高岡市	徳島県
基本情報	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施
特徴	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施
成果	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施	令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請・参加した自治体の中で一括回収を実施

移行に向けた検討事項

● 本手引きを参考に、検討できていない事項がある場合は検討を行うことが推奨されます

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
移行に向けた基本事項	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定
移行に向けた準備事項	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定
移行に向けた実施事項	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定
移行に向けた評価事項	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定	移行方針の策定

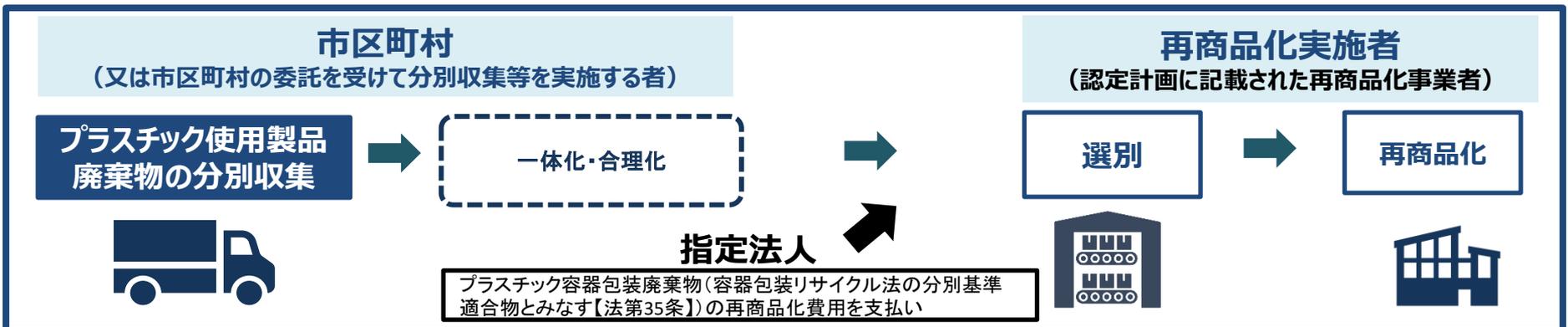
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法 (法32条)



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法 (法33条)

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

令和7年度までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する地方公共団体数及び量



(令和7年4月7日：日本容器包装リサイクル協会発表)

都道府県	地方公共団体	数量 (トﾝ)
北海道	8	3,803
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	1	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	4	2,444
東京都	21	38,160
神奈川県	4	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	19	6,633

都道府県	地方公共団体	数量 (トﾝ)
岐阜県	1	9
静岡県	2	1,738
愛知県	14	34,204
三重県	1	1,200
京都府	2	3,660
大阪府	1	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	4	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	3	1,302
合計	115	187,471

※プラスチック資源循環法が施行してから新たに**プラスチック製容器包装**の回収を開始した自治体数は**227**。

※地方公共団体数は、市町村及び組合を含む値であり、構成市町村の総数は201自治体となる。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量



<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(トン/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	14,560
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31 (2年3か月)	1,423
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	4,186
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	1,843
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	2,245
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	888
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	410
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	22
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	1,892
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	2,430
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	54

市町村名 (認定日)	計画期間	量(トン/年)
福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	134
三重県菟野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	10
大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	4,420
京都府京都市 (R6.4.26)	R6.5.1~ R9.3.31 (2年11か月)	8,100
三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31 (2年10か月)	1,495
佐賀県江北町 (R6.9.20)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	29
岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	147
富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	428
鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1~ R10.3.31 (2年6か月)	167
愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	896
秋田県 大仙市・美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	143

市町村名 (認定日)	計画期間	量(トン/年)
長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	572
石川地方 生活環境施設組 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	51
神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	5,394
愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	309
大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	16,017
富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1~ R10.3.31 (2年6か月)	194
神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	1,209
東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	4,875
岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	300
合計	31件	74,845

※量(トン/年)は、再商品化計画期間平均値

自治体数：41

※うち堺市は容器包装のみ分別収集を実施

③ 排出・回収・リサイクル段階 自主回収・リサイクル (39条)

- 製造・販売事業者に対して、自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクルするように求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種類	量(トン/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリル ペレット	アクリルシート 製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィルム 破砕物	容器製造事業者
積水化成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県、大阪府、兵庫県、滋賀県、 愛知県、岡山県、和歌山県	発泡スチロール (ビーズ) 発泡スチロール (シート) 合計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッド ペレット	発泡スチロール 製造事業者
イオンデイライト(株) (R6.7.22)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造 事業者
川上産業(株) (R6.8.20)	北海道、宮城県、東京都、 神奈川県、石川県、愛知県、 大阪府、広島県、福岡県 など	ポリエチレン (気泡緩衝材)	130.4	再生ペレット (気泡緩衝材原料)	自社利用
シスメックス(株) (R7.5.26)	埼玉県、兵庫県	ポリエチレン製フィルムバッグ	5.0	フレーク	容器製造事業者
(株)オリタニ (R7.11.26)	東京都、千葉県、埼玉県、 神奈川県、茨城県	ハンガー	50.0	フレーク	容器等製造事業者

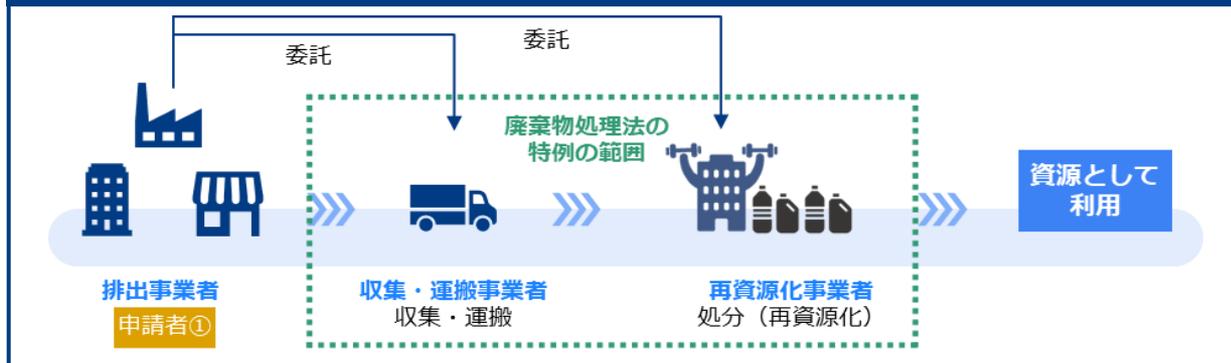
③ 排出・回収・リサイクル 産廃プラのリデュース・リサイクル (48条)

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

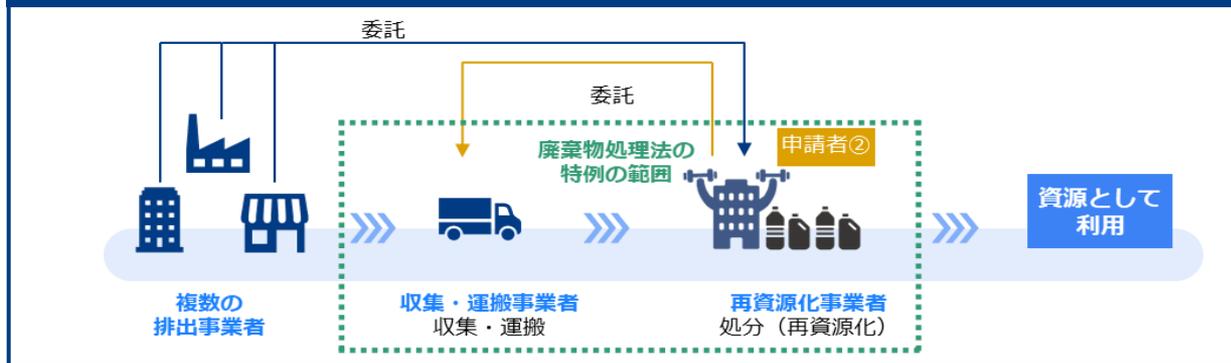
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



排出事業者による再資源化事業計画の認定事例 48条（累計8事例）



①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種類	量(ト/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計)	360 280 640	PE・PPペレット PE・PP混合 減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、 兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、 ブラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号	全国	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP） ケーブル被覆（PVC） (計)	311.0 630.0 941.0	再生複合材	太陽光発電下敷きマット 製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号	青森県、福島県、千葉県 滋賀県、山口県	樹脂団子（PP）	200	PPペレット	自社製品（ハウスウェア製 品等）
豊通ニューパック(株) (R7.10.27)	2号	愛知県	プラスチック製フィルム・袋・バンド・トレイ等 プラスチック製発泡緩衝材	100 200	プラスチック圧縮ボール プラスチック減容インゴット	ペレット製造事業者 油化製造事業者 包装・梱包材製造事業者
積水樹脂(株) (R7.12.16)	1号	兵庫県	工場端材（PE・木粉混合）	120	木粉含有PE破砕物	ペレット製造事業者

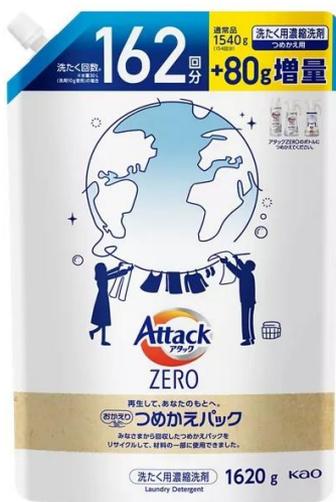
- 企業・消費者は、**再生プラ**やリサイクル商品の積極的な利用のほか、プラスチック製品の環境配慮設計や使い捨てプラの排出抑制のため、代替素材である**バイオプラスチック**の積極的な利用が求められます。
- 国等も**グリーン購入**により、再生プラスチック利用製品、バイオプラスチック利用製品の率先調達を進めていきますので、奮って御提案ください。

グリーン購入法に基づく再生プラ・バイオプラ利用製品の率先調達

● 第五次循環型社会形成推進基本計画

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした**環境配慮設計がなされた製品等を調達**するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行う**こととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。

再生プラスチックを利用した商品 (花王(株)・ライオン(株))



バイオマスプラスチックを利用した商品 (スターライト工業(株))

業界初。
環境に優しい
バイオマスプラヘルメット

ベルヴィオ
pervio® BP

業界初取得ヘルメット
特許出願中
特願 2020-202099号

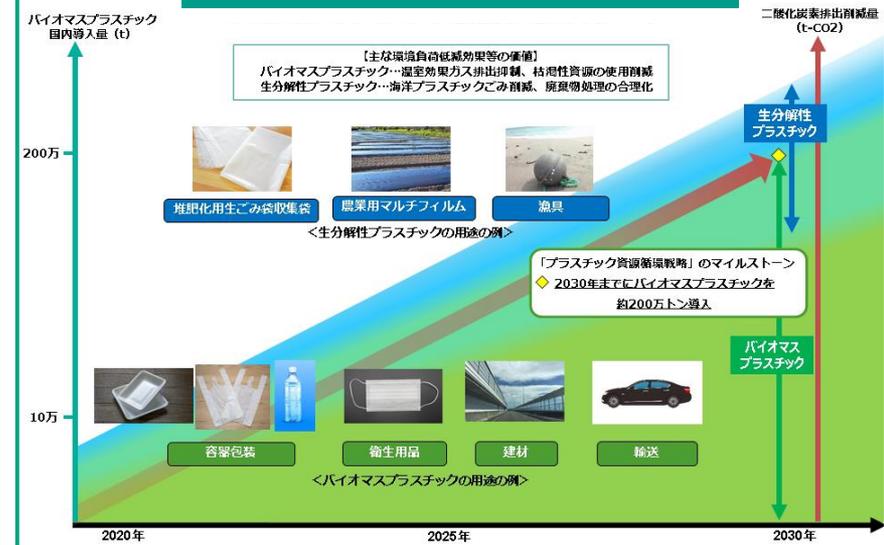
頭を守る、地球も守る

- 持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ



施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
消費者への訴求等	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討			
	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討	運用開始		
研究開発等	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求			
	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
フォローアップ等	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

- **プラスチック資源循環の取組を促進**するため、これまで御紹介したものの以外にも、各種の**支援措置があります**ので、奮って御活用/要望ください。

財政支援

- 先進的な資源循環技術・設備の実証・導入 → **投資促進事業**
- リサイクル設備やバイオプラ生産設備の導入 → **設備補助事業**
- リサイクルや代替素材の技術実証 → **実証事業**
- 自治体、企業等によるプラスチック資源循環社会実装 → **資源循環モデル事業**

政策金融

- 廃棄物の排出抑制・リサイクル、プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料の製造等の設備を整備 → **日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金**

ファイナンス

- プラスチック資源循環促進のための投融資の呼び込み → **サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス**

※これらのほか、再資源化事業高度化法に基づく大臣認定による廃棄物処理法の許可を不要とする特例等の支援措置もございます。



先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

① CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材を供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

② 革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和6年度～

4. 事業イメージ

① CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

② 革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備





脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB（リチウム蓄電池）等）や、金属資源及びベース素材等を省CO2で確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

② 再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

資源循環を促進するため、再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備



太陽光パネルリサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

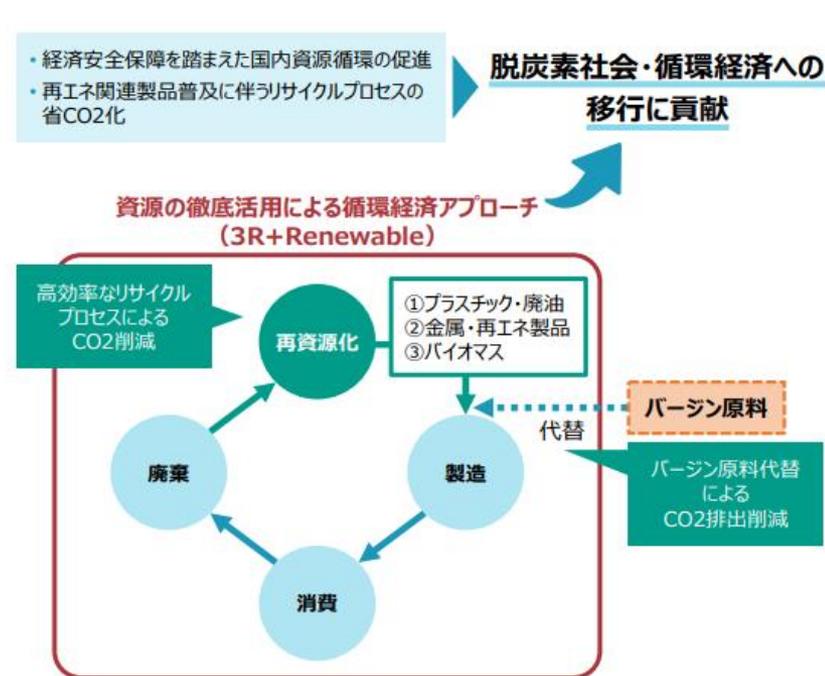
2. 事業内容

- 本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- 具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点から資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ





プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- 今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

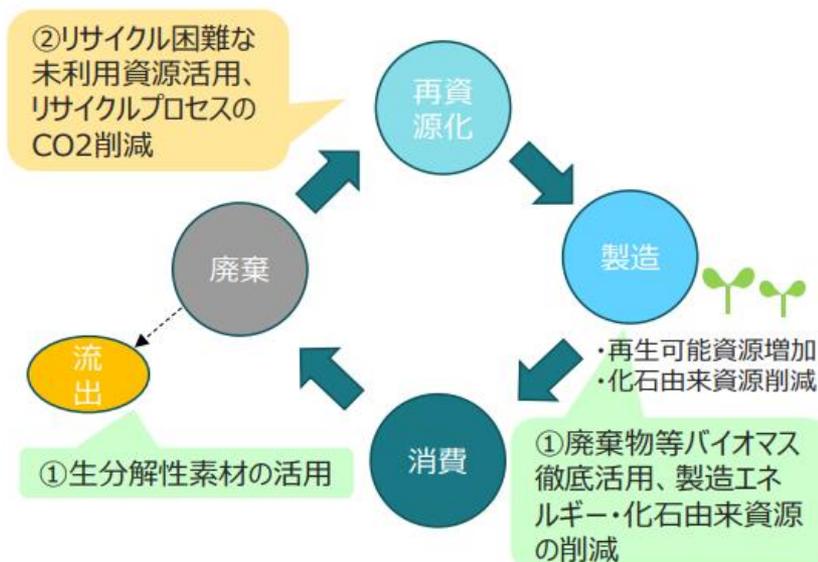
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システムの構築



プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ・プラスチック資源循環の促進に係る社会実装支援
- ・プラスチック資源循環に係る調査・検討及びプラスチック資源循環法等の課題検討
- ・自治体、事業者、消費者等の関係主体に向けたプラスチック資源循環に係る普及啓発

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) 再生プラスチックの動静脈連携事業
 - ・革新的動静脈連携実証事業
 - ・動静脈連携プラットフォームでのマッチング・調査検討
- (2) プラスチック資源循環の促進に係る先進的社會実装支援事業
 - ・プラスチック資源循環に資する社会実装一歩手前の取組に対して、自治体・事業者等による実証事業を支援する。
- (3) プラスチック資源循環に係る調査及びプラスチック資源循環法等の課題検討
 - ・プラスチック資源循環法の施行状況及びプラスチック資源循環戦略の進捗の調査・把握等を行うとともに、再生材の利用拡大へ向けた調査・検討を行う。

2. 容器包装リサイクル推進事業

- ・容器包装廃棄物排出実態等調査を継続的に実施し、課題分析を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

4. 事業イメージ



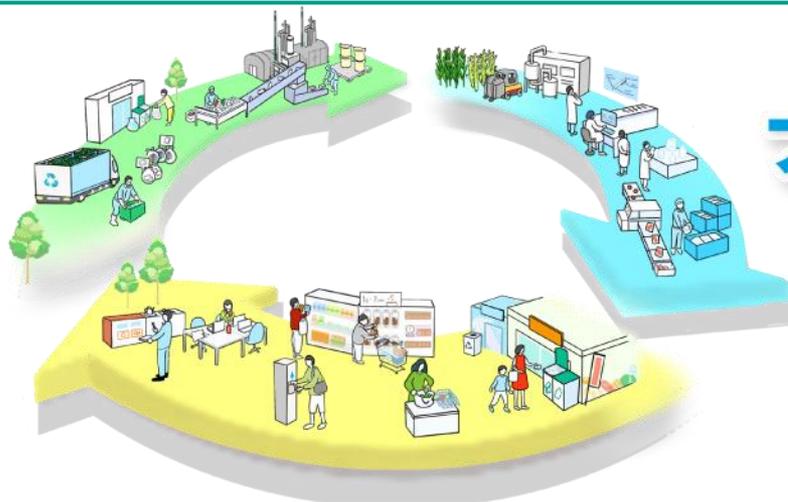
背景

- 2019年プラスチック資源循環戦略が策定され、2025年資源有効利用可能な製品デザイン、2030年ワンウェイプラ累積25%排出抑制、容器包装のリユース・リサイクル6割、再生利用倍増、バイオプラ200万トン導入、2035年資源有効利用率100% といった マイルストーンを設定
- 2022年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、②ワンウェイプラスチックの使用の合理化（リデュース）、③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 の措置を実施する必要

令和8年度予算事業

- プラスチック資源循環戦略に基づく、ワンウェイプラスチックの排出抑制や環境配慮設計、容器包装はじめ全ての使用済みプラスチックのリサイクル、再生利用の倍増やバイオマスプラスチック等の導入拡大を図るためには、**企業や自治体等による資源循環促進の取組が非常に重要**である。
- このため、令和8年度、**事業者・自治体等による**プラスチック資源循環の社会実装一步手前の事業（下記例）に対して、**実証（モデル事業）支援**を予定しています。
 - ①ワンウェイプラの効果的な排出抑制や環境配慮設計製品の拡大
 - ②市民や事業者からのプラスチック使用製品廃棄物の回収量の拡大
 - ③効率的な収集運搬等によるリサイクルコストの低減
 - ④排出事業者・リサイクル事業者・再生プラスチック利用事業者によるリサイクルから再生プラスチック利用に至るまでのマッチング
 - ⑤再生材・バイオプラ用途拡大に向けたサプライチェーン構築 など
- 一件あたり、**500万円～3,000万円を想定（上限なし）**
（事業者・自治体等の単独・複数、事業者と自治体等で連携しての申請も可能）
- 令和7年度の採択事業及び過去の実証結果については環境省HPにて公開中
（R7採択事業：https://www.env.go.jp/press/press_00418.html）
（R6実証結果：https://www.env.go.jp/press/press_00200.html）

- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト** (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) をご覧いただくとともに、お気軽に以下まで御連絡ください。



**プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル**

**環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課
容器包装・プラスチック資源循環室**

E-mail : plastic-circulation@env.go.jp

電話番号 : 03-5501-3153



Plastics
Smart